

# インボイスコールセンター (インボイス制度電話相談センター)



インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談をフリーダイヤルで受け付けています。

- ※ 消費税の軽減税率制度についての一般的なご質問やご相談も受け付けています。
- ※ インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談以外のお問合せ先は、[こちら](#)でご確認ください。

電話番号

**0120-205-553**

入電後は音声ガイダンスに沿って相談する内容の番号を選択してください。

**「1」**

インボイス制度に関する  
申請書や届出書の記載方法等  
に関するお問合せ

**「2」**

インボイス制度の概要や  
インボイスの記載事項及び  
2割特例に関するお問合せ

**「3」**

そのほかのインボイス制度  
及び軽減税率制度に関する  
お問合せ

受付時間

**9:00~17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)**

- 消費税に関する一般的なご相談（制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など）については、各国税局に設置する「[電話相談センター](#)」において、国税局の職員がお答えしています。  
電話相談を希望される方は、「[0570-00-5901 \(国税相談専用ダイヤル\)](#)」にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って相談する内容の番号を選択してください。
- 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方については、「[所轄の税務署](#)」において面接にて相談をお受けしています。  
面接相談を希望される方は、あらかじめ「[所轄の税務署](#)」に電話（音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。）により面接日時等をご予約いただくようお願いします。

インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページの「[消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式 \(インボイス制度\)](#)」をご覧ください。 ※右のコードからもご覧になれます。



相談内容により、相談・問合せ先が異なりますので、  
ご相談の内容を確認のうえ、お問合せください。

インボイス制度に関する相談・問合せ先

## 相談内容

## 相談・問合せ先

## 具体例

インボイス制度に関する  
**一般的**なご質問やご相談

### インボイスコールセンター 0120-205-553

※フリーダイヤルがご利用になれない場合は、所轄の税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「**1**」を選択してください（電話相談センターにつながります。）。

- インボイス制度に関する申請書や届出書の記載方法等
- インボイス制度の概要やインボイスの記載事項及び2割特例
- その他、パンフレットや手引き、インボイス制度に関するQ&Aに基づく回答を前提とするもの

既に登録済みの方の登録  
番号の確認や申請状況の  
確認についてのお問合せ

### 各国税局インボイス登録センター

※管轄の国税局により異なりますので、登録センター案内ページ内でお問合せ先をご確認ください。

- 申請書の受理・処理状況の確認
- 既に発行済みの登録番号の確認

消費税に関する一般的  
なご相談

### 電話相談センター

0570-00-5901(国税相談専用ダイヤル)  
又は **所轄税務署**※

※音声ガイダンスに沿って「**1**」を選択してください

- 制度や法令等の解釈・適用についてのご相談
- 手続案内など

**e-Tax**により登録申請手  
続を行う場合の操作方法  
についてのご相談

### e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901  
又は **03-5638-5171**

- e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法
- 送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問合せ

インボイス制度に関する  
**個別的**なご質問やご相談

### 所轄税務署※

※音声ガイダンスに沿って「**2**」を選択してください

- 個々の取引形態・個別具体的な事実関係に応じたご相談など、インボイス制度に関する個別相談
- 関係書類等により具体的な事実関係等を確認する必要があるご相談